

## 第 14 回日高公共下水道事業計画の変更について

### 1 全体計画の変更

#### (1) 概要

埼玉県が下水道法に基づき策定している荒川流域別下水道整備総合計画（市の上位計画）が令和5年に見直されました。これに伴い、上位計画との整合を図るため、全体計画（汚水）について計画の変更（見直し）を行います。

なお、雨水計画については既存基本計画から変更はありません。

#### (2) 計画目標年次の変更

上位計画に併せ、「令和22年度」から「令和31年度」に変更します。

#### (3) 計画区域の変更

汚水処理事業の効率化を目指して、公共下水道区域に隣接する大谷沢農業集落排水処理区域（大谷沢地区）約14ha（図－1）を追加します。

表－1 全体計画の変更概要

項目	計画決定		備考
	既存計画 (令和2年度策定)	今回計画	
計画目標年次	令和22年度	令和31年度	
全体計画区域（汚水）	約919ha	約933ha	約14ha追加

### 2 事業計画の変更

#### (1) 概要

全体計画の変更に伴い、事業計画（汚水）について計画の変更（見直し）を行います。

なお、雨水計画については既存事業計画から変更はありません。

#### (2) 事業期間の変更

「令和7年3月31日」から「令和14年3月31日」に変更します。

#### (3) 計画区域の変更

全体計画同様、汚水処理事業の効率化を目指して、公共下水道区域に隣接する大谷沢農業集落排水処理区域（大谷沢地区）約14ha（図－1）を追加するとともに、既存の下水道計画において全体計画区域内にあり、地権者が下水道事業計画区域への編入を見込んで開発行為の事業を進めている（上鹿山地区）約28ha（図－1）を追加します。

表－2 事業計画の変更概要

項目	計画決定		備考
	既存計画 (令和5年度策定)	今回計画	
事業期間	令和7年3月31日	令和14年3月31日	
事業計画区域(汚水)	約856ha	約898ha	大谷沢地区 約14ha追加 上鹿山地区 約28ha追加

### 3 日高市浄化センター(その他の施設)の変更

処理場区域となっている日高市浄化センター進入道路は、周辺住民の生活道路として目的外使用の状態となっています。

周辺住民にとって重要な生活道路として使用されていることから、日高市浄化センター進入道路約6,100㎡(図－2)を処理場区域から削除します。

表－3 日高市浄化センター(その他の施設)の変更概要

名称	計画決定		備考
	既存計画	今回計画	
日高市浄化センター	面積 約66,800㎡	面積 約60,700㎡	約6,100㎡削除

### 4 計画決定手続の概要

今回の計画決定の変更に関する事業手続については、現時点で、埼玉県知事協議・回答を終了し、令和6年7月31日から8月14日までの間、計画案の告示・縦覧を実施しました。

今回、上下水道事業運営審議会への諮問に対する答申をいただき、その後、市の都市計画審議会による審議・了承を経て、都市計画決定の告示を行う予定です。

その他、これまでの経緯及び今後の予定は、表－4のとおりです。

表－4 都市計画策定の経緯の概要

事 項	時 期	備 考
県との事前協議	令和6年4月22日(月)	※スタート時期
公聴会開催の公告	令和6年6月7日(金)	令和6年6月7日市ホームページに掲載。
素案の閲覧	令和6年6月13日(木)から 令和6年6月27日(木)まで	
公聴会 (都計法第16条第1項)	令和6年7月4日(木)	公述申出期間(素案の閲覧期間と同期間)中に、意見書の提出がなかったため、公聴会は中止。
知事協議 (都計法第19条第3項)	令和6年7月2日(火)	
知事協議回答	令和6年7月4日(木)受理	
計画案の公告 (都計法第17条第1項)	令和6年7月24日(水)	
計画案の縦覧 (都計法第17条第1項)	令和6年7月31日(水)から 令和6年8月14日(水)まで	
上下水道事業運営審議会	令和6年8月22日(木) 諮問・答申	
市町村都市計画審議会 (都計法第19条第1項)	令和6年10月予定	
都市計画決定告示 (都計法第20条第1項)	令和6年10月予定	
事業計画の変更	令和7年2月予定	